

公告

京都市市街地景観整備条例第34条第1項の規定に基づき、本願寺・東寺界わい景観整備地区重要界わい景観整備地域（案）を、別添図書のとおり作成しましたので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成17年5月17日

京都市長 榊本頼兼

1 関係図書の縦覧場所

京都市都市計画局都市景観部都市景観課

2 縦覧期間

平成17年5月17日から同年5月31日まで

ただし、京都市の休日を定める条例に基づく本市の休日を除く。

(注) 当該案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び同案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに、〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市景観部都市景観課に提出してください。

(都市計画局都市景観部都市景観課)